争議行為予告の制度について

公益事業に関する事件で関係当事者が争議行為を行うには、少なくとも 10 日前までに、労働委員会と厚生労働大臣または都道府県知事に通知する必要があります。

予告なしに争議行為を行った場合、その争議行為の実行について責任のある者は処罰の対象となります。

1 届出方法

予告通知を提出する際には、争議行為の日時、場所、概要を記載した文書を提出する必要があります。

なお、公益事業における争議行為は公衆の日常に大きな影響を与えるという法の趣旨から、届出 に当たっては、争議行為の目的、争議行為を行う期間、場所及び争議行為の概要について、できる だけ詳しく具体的な内容を記載していただくことが望ましいです。

2 届出期日

届出期日については、争議行為をしようとする日の少なくとも 10 日前までとなります。その計算方法は、通知の日及び争議行為予定日を除き 10 日間が必要です。(民法 1 編第 6 章の期間の計算方法に基づきます)

例えば、争議行為を 10 月 15 日に予定している場合、10 月 4 日までに予告通知を届け出る必要があります。

3 届出先

届出先については以下のとおりです。

- (1) 争議行為がひとつの都道府県の区域内のみである場合
 - · 都道府県労働委員会
 - 都道府県知事
 - の2カ所宛てにそれぞれ届け出る必要があります。
- (2) 争議行為が複数の都道府県にわたるものであるとき、または、全国的に重要な問題である場合
 - · 中央労働委員会
 - 厚生労働大臣
 - の2カ所宛てにそれぞれ届け出る必要があります。

なお、この場合でも、都道府県労働委員会または都道府県を経由して届け出ることもできます。 (ただし、宛て先はそれぞれ「中央労働委員会会長」、「厚生労働大臣」とする必要があります)